

地方両会から見る地域経済発展動向

～供給側改革などで苦境を乗り越えられるか

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス..... 2

地方両会から見る地域経済発展動向～供給側改革などで苦境を乗り越えられるか.....2

- 2015年の地域別GDPについて、広東省は27年連続のトップとなり、次いで江蘇省が2位で、初めて7兆元を超えた。伸び率では、7%超えが23地域、10%超えが3地域と2014年よりそれぞれ3地域、2地域減少した。なお、各地方のGDP合計が全国のGDPを上回る状況は依然として変わらなかった。
- 2016年の目標については、安定した経済成長が各地域の共通目標であり、各地方政府は中央政府の方針に従い、供給側改革、産業構造の高度化、国有企業改革の推進などで経済成長に取り組む計画を打ち出している。その他、各省・市は特徴に合わせた重点分野も設定しており、たとえば、伸び率がトップであった重慶は長江経済ベルトを契機に重慶の物流機能を完備する方針を示し、北京、上海といった特大都市は「都市病」を解決し、良好な生活環境を構築することを最重要任務としている。
- 今まで、習近平国家主席、李克強総理は持続可能な経済成長を維持するには供給側改革、国有企業改革といった深いレベルでの改革が不可欠であることを再三強調してきた。地方政府もそれらの方針に従い改革を進めていく意向を示している。これらの議題は3月に開かれる全国人民代表大会でも取り上げられる見通しであり、いかに徹底、加速していくかが今後の見所である。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士..... 8

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点.....8

- BEPSが規制するものには納税者である企業に加えて、課税主体である国家も含まれます。BEPS行動計画5 透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗では、国家間の課税競争による行き過ぎた優遇税制を是正し、守るべき一定の枠組みを形成することを目的としています。
- 行動計画5については、1998年にOECDより公表された「有害な税の競争報告書」の流れを引き継ぐものであり、その後、2014年9月のBEPS第一次提言において報告書が公表され、2015年2月に「知的財産優遇税制に関する修正ネクサスアプローチに関する合意文書」が公表、これらを基礎に一部新たな内容を加えることにより、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が発表されています。また、今後も各国優遇税制にかかわる審査を継続するとともに、有害税制の審査基準の向上に向けての検討が行われるものとされています。

BTMUの中国調査レポート(2016年2月)..... 12

メインピックス

地方両会から見る地域経済発展動向～供給側改革などで苦境を乗り越えられるか

2月21日の安徽省を最後に、全国31省・市の地方人民代表大会、政治協商会議（以下、地方両会）がすべて開催された。これにより、全省・市から2015年のGDP実績、2016年の目標、および第13次五カ年計画（以下、「十三・五」という）期間（2016年～2020年）の目標などが出揃った。

2015年の地域別GDPについて、広東省は27年連続のトップとなり、次いで江蘇省が2位で、初めて7兆元を超えとなった。伸び率では、経済成長率が7%～10%となった省・市は23地域、10%以上は3地域と、2014年比でそれぞれ3地域、2地域減少した。なお、各地方の名目GDP合計が全国のGDPを上回る状況は依然として変わらなかった。

2016年の目標については、安定した経済成長が各地域の共通目標であり、各地方政府は中央政府の方針に従い、供給側改革、産業構造の高度化、国有企業改革の推進などで経済成長に取り組む計画を打ち出している。

また、各省・市は特徴に合わせた重点分野も設定している。たとえば、伸び率がトップであった重慶市は、立地条件（内陸部など）が更なる経済発展のネックになると見ており、今後、長江経済ベルトを契機に重慶の物流機能を一段と完備させる方針を示した。また、北京市、上海市といった特大都市は、常住人口の削減、非首都機能の郊外移転など「大都市病」を解決し良好な生活環境を構築することを最重要任務としている。

I. 地方GDP～2015年の実績と2016年の目標

➤ 2015年の実績

経済規模では、全国31省・市の中でGDPが1兆元を超えたのは25地域で、2014年より1地域増加した。そのうち、3兆元を超えたのは広東省、江蘇省、山東省、浙江省、河南省、四川省の6地域であった。

地域別名目GDPの上位3位は2014年と同じく広東省、江蘇省、山東省である。2015年の広東省GDPは7兆2,800億元に達し、1989年以降27年連続のトップとなった。江蘇省は前年比8.5%増の7兆116億元で2位となったが、トップとの差が縮まっている。

一方、GDPが1兆元以下なのは新疆ウイグル自治区、甘粛省、海南省、寧夏回族自治区、青海省、チベット自治区の6地域であり、うちワースト3のチベット自治区、青海省、寧夏回族自治区のGDPはいずれも3,000億元以下であり、最も少ないチベット自治区は1,026億3,900万元にとどまっている。ただ、チベット自治区の場合、GDP総額は小さいものの、伸び率は11%と31省・市でトップとなり、経済成長が堅調であることが示されている。

伸び率では、31省・市の中で前年比7%超となったのは23地域、10%超は重慶市、貴州省、チベット自治区の3地域であった。2014年（7%超が26地域、10%超が5地域）と比べ、総じて弱まっている状況であった。

各省・市の中で、最も鈍化が目立ったのは山西省と遼寧省である。山西省は2014年に4.9%の伸び率で全国ワーストとなり、2015年の伸び率はさらに3.1%に鈍化した。山西省統計局は、工業生産の鈍化などによる石炭価格の継続的な下落が山西省経済に大きな打撃を与え、3.1%の低い伸びを達成するのでさえも容易でなかったと語った。

山西省よりも状況が深刻なのは遼寧省である。2015年の遼寧省のGDP（実質GDPですか？）は前年比3%増となり、1993年以降で最も低い伸びとなった。遼寧省当局は、投資の不振と工業分野の低迷が経済成長に影響したと見ている。

図表1 各地方GDP一覧

	2015年		2014年	
	GDP総額(億元)	前年比	GDP総額(億元)	前年比
広東省	72,812.55	8.0%	67,809.85	7.8%
江蘇省	70,116.40	8.5%	65,088.32	8.7%
山東省	63,002.30	8.0%	59,426.59	8.7%
浙江省	42,886.00	8.0%	40,173.03	7.6%
河南省	37,010.25	8.3%	34,938.24	8.9%
四川省	30,103.10	7.9%	28,536.66	8.5%
河北省	29,806.10	6.8%	29,421.15	6.5%
湖北省	29,550.19	8.9%	27,379.22	9.7%
湖南省	29,047.20	8.6%	27,037.32	9.5%
遼寧省	28,700.00	3.0%	28,626.58	5.8%
福建省	25,979.82	9.0%	24,055.76	9.9%
上海市	24,964.99	6.9%	23,567.70	7.0%
北京市	22,968.60	6.9%	21,330.83	7.3%
安徽省	22,005.60	8.7%	20,848.75	9.2%
陝西省	18,171.86	8.0%	17,689.94	9.7%
内モンゴル自治区	18,032.79	7.7%	17,770.19	7.8%
広西自治区	16,803.12	8.1%	15,672.89	8.5%
江西省	16,723.80	9.1%	15,714.63	9.7%
天津市	16,538.19	9.3%	15,726.93	10.0%
重慶市	15,719.72	11.0%	14,262.60	10.9%
黒龍江省	15,083.70	5.7%	15,039.38	5.6%
吉林省	14,274.11	6.5%	13,803.14	6.5%
雲南省	13,717.88	8.7%	12,814.59	8.1%
山西省	12,802.58	3.1%	12,761.49	4.9%
貴州省	10,502.56	10.7%	9,266.39	10.8%
新疆ウイグル自治区	9,324.80	8.8%	9,273.46	10.0%
甘肅省	6,790.32	8.1%	6,836.82	8.9%
海南省	3,702.80	7.8%	3,500.72	8.5%
寧夏自治区	2,911.77	8.0%	2,752.10	8.0%
青海省	2,417.05	8.2%	2,303.32	9.2%
チベット自治区	1,026.39	11.0%	920.83	10.8%

出所：公開資料によりBTMU(China)中国調査室作成

➤ 2016年のGDP目標

31省・市は今年、ならびに十三・五期間の経済目標も公表している。中国経済が「新常态」に入ったことを背景に、地方政府は軒並み経済成長目標を引き下げた。2桁の成長目標を設定したのは貴州省、重慶市、チベット自治区の3地域のみであり、山西省、遼寧省、黒龍江省の3地域は6%前後という比較的低い目標を設定した。

また、今年から、これまでの「〇%前後」、「〇%以上」という具体的な数値目標は少なくなっており、広東省(7%~7.5%)、江蘇省(7.5%~8%)、黒龍江省(6~6.5%)などGDP目標を「△%~〇%」のように1つの「区間」として設定する省・市も多く、そのうち、昨年はGDP目標の設定を見送った上海市も、今年は6.5~7%の成長目標を打ち出した。

2014年の全国人民代表大会において、李克強総理は初めて「経済を合理的な区間に維持する」という表現を用いた。GDP成長目標をある「区間」とした場合、地方政府はより経済構造の転換と改革の深化に注力することができ、これは中長期的に持続可能な経済成長へ積極的に貢献すると見られている。なお、「区間」型GDP目標は3月の全国人民代表大会で全国のGDP目標として用いられる可能性もあると見られている。

図表2 各地域の2016年、十三・五期間のGDP成長目標

	2015年実績	2016年目標	十三・五期間年平均成長目標
広東省	8.0%	7~7.5%	7%
江蘇省	8.5%	7.5~8%	7.5%
山東省	8.0%	7.5%前後	7.5~8%
浙江省	8.0%	7%	7~7.5%
河南省	8.3%	全国より1%高い	8%
四川省	7.9%	7%前後	GDPが2010年より倍増
河北省	6.8%	7%前後	7%前後
湖北省	8.9%	9%前後	GDPが2010年より倍増
湖南省	8.6%	8.5%前後	8.5%前後
遼寧省	3.0%	6%前後	6.6%以上
福建省	9.0%	8.5%	GDPが2010年より倍増
上海市	6.9%	6.5~7%	6.5%以上
北京市	6.9%	6.9%	6.5%
安徽省	8.7%	8.5%前後	GDP伸びが全国トップクラス
陝西省	8.0%	8%前後	全国平均を上回る
内モンゴル自治区	7.7%	7.5%	全国平均を上回る
広西自治区	8.1%	7.5~8%	7.5以上
江西省	9.1%	8.5%以上	GDPが2010年より倍増
天津市	9.3%	9%	8.50%
重慶市	11.0%	10%前後	9%前後
黒竜江省	5.7%	6~6.5%	6%以上
吉林省	6.5%	7%	7%
雲南省	8.7%	8.5%前後	8.5%前後
山西省	3.1%	6%前後	GDPが2010年より倍増
貴州省	10.7%	10%	10%前後
新疆ウイグル自治区	8.8%	7%前後	7%前後
甘肅省	8.1%	7.5%	7.5%
海南省	7.8%	7~7.5%	7%
寧夏自治区	8.0%	7.5%以上	7.5%以上
青海省	8.2%	7.5%前後	7.5%
チベット自治区	11.0%	10%以上	2桁伸びを維持

出所：公開資料によりBTMU(China)中国調査室作成

➤ 地方 GDP の総計と全国 GDP の相違

国家統計局によれば、2015年の中国全体のGDPは67兆6,708億元で前年比6.9%増となったが、これに対し、各地方のGDPを足し合わせた総計は72兆3,496億元で全国の数値を5兆元弱上回った。全国と地方GDPの総計の不一致は長年続いてきた問題であり、1985年に地方GDP統計が始まって以降、地方GDPの総計は常に全国GDPを上回っている。その原因は様々であるが、以下の4点がよく挙げられている。

1. 地方GDPは地域内の第一、第二、第三次産業の生産高合計から中間コストを引いたものではあるが、このプロセスにおいて、地域を跨ぐ生産・経営活動により生まれた付加価値がどの地域に属するかの区別は困難であり、一部の付加価値が重複して計算されてしまう。
2. 価格の相違。例えば、同じものでも生産地と販売地での価格が異なり、どの価格を統計対象にするかによってGDPが異なってくる。そのため、地域間の価格の相違、および同じ製品の異なる段階における価格相違もGDPの不一致につながる一因と思われる。
3. 統計基準(対象範囲)の相違。例えば、国家レベルの統計では個人事業者、小型建築業者などの経営状況を把握することは困難であるのに対し、地方レベルでは当地の情報を多く有しており、個人事業者までGDPの統計が可能となる。すなわち、情報の優位性により地方レベルの統計対象は全国レベルを上回る可能性がある。

4. その他、地域政府が業績を追及するため、GDP統計に水増しをすることも重要な一因と見られている。国家統計局はこれまで、地方政府がデータを偽造する事例をいくつか発表したことがある。その他、一部の地方政府は国家貧困補助金を獲得するために、GDPデータをわざと抑えているところもあると言われている。

II. 地方両会のポイント

➤ 供給側改革

中国経済の減速に対応するため、各地域は次々と対応策を打ち出しており、その最も重要な政策の一つは供給側改革である。各地の政府工作報告を見ると、主なポイントは以下の3つである。

①過剰生産能力の解消。例えば、山東省は第一陣に448社のゾンビ企業を選定し、年内にその過剰生産能力を解消する方針を打ち出した。山西省は石炭、コークス、金属精錬など生産能力解消に注力することとしている。また、河北省は年内に鉄鋼生産能力を1,000万トン削減する上で、今後5年間の鉄鋼、セメント生産能力上限を2億トンと設定した。

②行政手続の簡素化などで企業運営コストを引き下げる。広東省は「減負増効」(負担を削減し効率を向上する)プロジェクトを展開し、企業の税負担を減らす方針を示している。浙江省も年内に「企業コスト削減3年行動計画」を制定、実施すると発表した。

③技術革新による企業効率の向上。福建省は今年の政府工作報告で、年内に500の技術革新重点プロジェクトを推奨し、4,800億元の投資総額を予定している。また、安徽省は3,000以上の重点技術改革プロジェクトを実施し、投資総額は6,000億元を上回る見通しである。

➤ 国有企業改革

上海市、吉林省、山東省など多くの地域は国有企業改革という主要目標を明らかにしている。各地域は企業間の合併・買収の推進で産業再編を加速し、同質化した業務の整理を強化するとともに、競争力のない産業の淘汰に注力し、供給側改革の実施にも助力する方針である。

具体的には、上海は市場メカニズムに基づく国有企業再編および国有企業の上場を推進し、国有資本を戦略的新興産業、現代サービス業、ハイテク製造業といった有望な分野へ移転させるとしており、江西省は企業効率アップを国有企業改革の重点としており、江西鉄鋼グループ、江西省旅遊グループ、江西国際公司などの企業から混合所有制度改革を試験的に実施し、積極的にレアアース産業の再編を推奨する方針を示した。

➤ 不動産在庫の削減

昨年末の中央工作会議では、農民工の市民化など有効需要の拡大により不動産在庫を削減し、購買・賃貸と併せた不動産市場を構築し、住宅賃貸の活発化に取り組む方針が示されている。各地は中央政府の方針に従い、両会でそれぞれの対策を打ち出した。

河北省と広東省は、都市化により新たに市民となった「新市民」のニーズを満たすための住宅制度改革を推進するとし、青海省は戸籍制度改革と居住証制度改革を推進し、農民による都市部での不動産購入・住宅賃貸への補助政策を制定していく方針を示し、内モンゴルは住宅積立金などで農民による都市部での不動産購入をサポートし、金融機関が都市部へ移住した農民向け住宅ローンの緩和を推奨する。

ただ、目下の不動産在庫は都市ごとに異なっており、大中都市は2014年半ば以降の一連の刺激政策により在庫状況が改善された一方、中小都市は明白な好転が見られず在庫圧力が依然として大きい。目下、中小都市の経済発展は遅れており、雇用機会が少ないことから、人を引き寄せる力も弱いいため、産業構造、人口構造といった根本的な問題を解決しなければ、不動産在庫削減もスムーズに進まないと思われる。すなわち、不動産在庫の削減には、都市化の推進、産業・人口の集積、公共資源配分といった「面」における整備、改善も不可欠である。

➤ 新型都市化と都市圏建設の推進

新型都市化の推進において、各地域はそれぞれ自分の特徴に適した発展戦略を打ち出している。例えば、北京市は「副都心の建設」を決定し、上海市は都市建設の重点を中心部から郊外へ移転し、郊外の発展水準の向上を強調した。

これとともに、各地は自身の状況に合わせ、京津冀一体化、長江経済ベルト、中部地域振興といった地域経済戦略に積極的に参加する姿勢を見せている。例えば、北京市、天津市、河北省の3地域はいずれも「京津冀共同発展戦略」の徹底を政府工作報告に書き込み、うち北京市は非首都機能の外部移転、天津市は北京・河北との連携強化、河北省は北京からの非首都機能の移転の引き受けなどを強調した。また、長江経済ベルトに関しては昨年施策が打ち出されており、長江沿線の11地域はそれぞれ生態系・環境保護、交通運送、産業高度化などを打ち出した。

➤ 資本市場の改革、直接融資割合の拡大

直接金融比率の向上、地域性エクイティ取引市場の構築もよく取り上げられる話題である。山東省は異なるレベルの資本市場の役割を十分に発揮させ、直接金融比率を向上し、プライベートファンドとエクイティ投資基金の発展に注力し、齊魯と藍海の2つのエクイティ取引センターの成熟化に取り組むとした。また、福建省は新しい投融資体制を構築し、地方政府の資金調達ルートを開拓し、重点プロジェクトのエクイティ融資を推奨するとした。その他、青海省は企業のエクイティ、債券発行などを推奨するとともに、年内に1~2社の上場企業を育成する目標も挙げている。

➤ 大気汚染の防止、スモッグ対策の明確化

近年、大気汚染は1つの社会問題として注目が集まっている。今年の地方両会では、31省・市すべてが大気汚染の防止を重要任務として取り上げ、そのうち北京、天津、河北、上海など12地域はPM2.5濃度の引き下げ、汚染物排出量の削減など具体的な目標を打ち出した。

例えば、スモッグが最も深刻である河北省は十三・五期間末までにPM2.5濃度を2013年より40%削減するとしており、北京市は今年のPM2.5濃度を2015年より5%削減、天津は2020年のPM2.5濃度が2015年より25%削減、上海市は2020年までPM2.5の平均濃度を42マイクログラム/m³に減らすなどそれぞれの目標を明らかにした。

➤ 14地域が自由貿易区を申請、10地域はクロスボーダー電子商取引の発展を掲げる

2016年、「一帯一路」計画の推進に合わせて、各地域は沿線各国との経済協力を深化しようとする意向を見せている。例えば、寧夏自治区は2015年に「ネットシルクロード」¹という概念を打ち出し、今年の政府工作報告でさらにネットシルクロード関連の物流センター、クロスボーダー電子商取引のプラットフォーム・展示センターの構築に取り組む方針を示している。

「一帯一路」のほか、各地域は自由貿易試験区(自貿区)に高い関心を示している。すでに許可された4つの自由貿易試験区については、天津、上海自貿区は人民元資本項目の自由化をさらなる推進を掲げ、福建自貿区は行政体制の改善、国際投資・貿易規則に適應する体制の構築、広東自貿区は「海上シルクロードのターミナル」と位置づけ、開放的で法律を遵守する環境作りを目標としている。その他、14地域は新たに自貿区を申請することを表明している。例えば、江西省は上海、福建、広東に隣接する地理的な利便性を、雲南省はベトナムなど東南アジア諸国と隣接する地理的な優位性などをアピールしている。

➤ 国民生活の改善---貧困人口の削減が第一の重要任務

国民生活水準の向上も毎年のように重要任務となっており、そのうち貧困解消は最も多く言及された課題である。31省・市の政府工作報告を見ると、24地域は2016年の貧困人口削減に明確な目標を打ち出しており、うち11地域の削減目標は100万人を超える。十三・五期間の貧困解消目標について、14地域は現行基準以

¹ 寧夏自治区政府によれば、ネットシルクロードとは「一帯一路」計画の下で、沿線各国(主にアラビア諸国)の企業に向けた時間的、地理的制限のない取引プラットフォームであり、中国企業の海外進出にサポートすることを主旨とされている。

下の貧困人口、貧困県をすべてなくすこととしており、甘肅省、福建省、広西省などは詳細な実施スケジュールまで制定した。その他、北京市、上海市などの大都市も河北省など近隣地域の貧困解消をサポートする方針を示した。

Ⅲ. まとめ

中国経済は高度成長から安定成長へ移行し、いわゆる「新常态」に入りつつある。「新常态」下の中国経済において、成長エンジンであった重工業、投資、輸出などが果たす役割は弱まっている一方、新興産業、サービス業、インターネット産業など新たな成長エンジンの育成は遅れ、経済成長を牽引するにはまだ不十分である。中国国外では、世界経済の回復が依然として緩慢であるほか、金融市場の不安定さや原油など一次商品市況の下落、新興市場および資源国の経済減速など、先行きの不透明感が依然として払拭されていない。そのため、2016年の中国経済運営をめぐる内外環境は極めて複雑で課題も多く、経済の下振れ圧力は大きいと言える。

その中で、如何に「新常态」に対応し、安定した経済成長を実現するかは各地の最重要任務となっている。過剰生産能力、構造調整、環境受容能力などの要因により今までの経済成長方式がもはや持続できないことは明白であり、各地の「政府工作報告」から、地方政府が今までのGDP成長を過度に重視した姿勢を是正し、質のある成長、革新と改革をより重視する姿勢に転換しつつあることも窺える。

今まで習近平国家主席、李克強総理は持続可能な経済成長を維持するには供給側改革、国有企業改革といった根本的な改革が不可欠であることを再三強調してきた。地方政府もそれらの方針に従い改革を進めていく意向を示している。これらの議題は3月に開かれる全国人民代表大会でも取り上げられる見通しであり、いかに徹底、加速していくかが今後の見所である。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 余 興

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

BEPS 行動計画策定の背景

BEPSが規制するものには納税者である企業に加えて、課税主体である国家も含まれます。BEPS 行動計画 5 透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗では、国家間の課税競争による行き過ぎた優遇税制を是正し、守るべき一定の枠組みを形成することを目的としています。

世界経済フォーラムの創始者であり議長である Klaus Schwab 氏は、新たな世界経済の枠組みについて、“In the new world, it is not the big fish which eats the small fish, it's the fast fish which eats the slow fish. (大きな魚が小さな魚を餌食とする時代ではなく、動きの速い魚が遅い魚を餌食とする時代となった。)”と述べています。

これこそが、2013年のG8サミットにおいて各国首脳がBEPSプロジェクト支持を表明してから、2015年末までの2年という短期間でBEPSという一大プロジェクトを完成させる必要があったことを示すものであり、このようなスピード感に立った実行力を有しなければ、今後の世界経済の急速な変化の中では、たとえ国家といえどもその競争に勝ち残っていくことはできないということを証明するものといえます。

しかしながら、国家間の課税競争が行き過ぎは、国際的大企業によるさらなる有利な税制を求めた恣意的移転を促進し、これにより国家はさらなる優遇税制を提供せざるを得なくなるという循環的状况を発生させることとなります。そこで、このような果てしない競争を回避するための一定の枠組みを早急に策定する必要が発生しました。

BEPS 行動計画 5 透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗

行動計画 5 については、1998年にOECDより公表された「有害な税の競争報告書」の流れを引き継ぐものであり、その後、2014年9月のBEPS第一次提言において報告書が公表され、2015年2月に「知的財産優遇税制に関する修正ネクサスアプローチに関する合意文書」が公表、これらを基礎に一部新たな内容を加えることにより、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が発表されています。また、今後も各国優遇税制にかかわる審査を継続するとともに、有害税制の審査基準の向上に向けての検討が行われるものとされています。

BEPS 行動計画 5 においては、具体的に以下のような内容について説明がなされています。1. 優遇税制審査基準の提示、2. 自発的情報交換にかかわるフレームワークの策定、3. 優遇税制のレビュー。

1. 優遇税制審査基準の提示

(1) 有害な税制

有害な税制とはその経済効果を分析することによりその潜在的有害性を判断するものとされており、ここでは有害な税制として、以下のような要素が考慮されるべきとされています。

- ① 税制は企業活動の移転を促すので、新たな企業活動を産みだすものではない。
- ② 企業活動の存在及び規模と所在国に対する投資規模の相関関係。
- ③ 優遇税制が活動拠点選定にかかわる主な要因であったか。

(2)従来の基準

1988年の「有害な税の競争報告書」において、潜在的に有害と判断される4つの主要な要素及び8つの補足的要素が、基準として示されています。

主要な4つの要素については、①を前提として、②から④のいずれかを有する場合には、潜在的に有害な優遇税制として判断されるものとされています。

- ①税負担がないまたは軽減税率の適用
- ②国内企業に対しては適用されない (ring-fenced from the domestic economy)
- ③透明性の欠如
- ④有効な情報交換がなされていない

(3)新たに附加された基準

行動計画5最終報告書では、上述の基準に加え、以下のような実質的活動基準を設けるとともに、知的財産優遇税制とそれ以外の優遇税制に区分し、説明されています。

①知的財産優遇税制にかかわる実質的活動基準

知的財産優遇税制にかかわる実質的活動基準には、その指標として活動にかかわる支出に着目したネクサス・アプローチが採用されるものとされました。ここでは、知的財産の開発活動にかかわり、その支出を実際に負担した納税者に対して、租税優遇を与えるべきとされています。

具体的には、優遇税制の適用が認められるのは、知的財産から生ずる全所得のうち、次のような算式により算出された金額を超えない部分であることが求められています。

ネクサス・アプローチに基づく知的財産所得 =

知的財産から生ずる全所得 × (知的財産開発のための適格支出 / 知的財産開発のための支出)

知的財産開発のための適格支出には、知的財産開発のための支出のうち以下のものが含まれます。

- ・納税者自身が行う開発活動のための支出
- ・第三者への外注費

また、知的財産開発のための支出には、適格支出に加えて以下のものが含まれます。

- ・知的財産取得費
- ・関係者への外注費

②知的財産権以外にかかわる実質的活動基準

ここでも、対象とする所得を生じさせる中核となる事業活動に実際に携わる納税者のみに対して優遇税制を与えるべきものとされています。

最終報告書においては、この上で、いくつかの優遇税制を取り上げ、それぞれの中核事業について検討を行っており、今後より具体的な基準を設けるものとされています。

2. 自発的情報交換にかかわるフレームワークの策定

自発的情報交換により、税制及びその執行にかかわる透明性を高め、これにより2重非課税等の税制上のミスマッチを回避することを目的としています。

ここで対象となるルーリングとしては以下のようなものが示されています。

①優遇税制に関するルーリング

船舶会社優遇税制、銀行業優遇税制、保険業優遇税制、統括会社優遇税制、知的財産優遇税制、持株会社優遇税制等。

②クロスボーダーユニラテラル APA

③利益下方調整をもたらすルーリング

④PE ルーリング

⑤導管ルーリング

⑥FHTP (Forum on Harmful Tax Practice in OECD) が必要と認めるルーリング

3. 優遇税制の審査

最終報告書において、OECD 加盟国及びアソシエイト諸国の優遇税制レビューにかかわる結果が以下のよう
に報告されています。

(1) 知的財産にかかわる優遇税制

パテントボックス等の 16 地域の知的財産優遇税制にかかわるレビューが実施され、いずれもネクサス・アプ
ローチに適合しないものと判定されています。この結果を受け、各国は対応する修正を求められるものとされ、
修正が行われない場合には、FHTP によるレビュープロセスにおける次の段階に進むこととされています。

(2) 知的財産以外の優遇税制

タックスホリディ、持株会社税制等の 27 の優遇税制にかかわるレビューが実施され、日本の 2 つの税制を含
む 16 の税制が有害でないものと判定されたほか、潜在的に有害であるが現実的には有害でないとされたも
のが 2 つ、改正及び廃止手続き中にあるものと 5 つ、審査中が 4 つとされています。

日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

日本については、国家戦略特区にかかわる税制と研究開発税制の 2 つの優遇税制が、知的財産以外の優
遇税制レビューに取り上げられており、ともに有害でないものと判定されています。

(2) 中国

中国については、高度新技術企業優遇税制が、知的財産にかかわる優遇税制レビューの対象に取り上げら
れており、他国の優遇税制とともにネクサス・アプローチに適合しないものと判定されています。しかしながら、
同時に、報告書において、当該税制については、ネクサス・アプローチよりも厳格な部分が多く、基本的には
ネクサス・アプローチよりもその優遇適用が限定的であると考えられるものとされており、その実質的内容につ
いて修正が求められるものではないと考えられます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上のように、現状においては、BEPS 行動計画 5 により実質的修正が求められるような優遇税制は日本及び
中国には存在していないといえ、むしろ、APA や PE、導管等のルーリングにかかわる情報交換の実施による
影響のほうが大きいものと予想されます。

ただし、現実には、ルーリング情報交換についても、その対象となる課税スキームを採用している日本または
中国企業はほぼなく、その影響は極めて限定的であるものと予想されます。

冒頭に述べた、これからの時代は、企業であっても、国家であっても機敏な実行力が求められるという考え方に基づけば、本行動計画による影響をほとんど受けないということはむしろ憂慮すべき事態ではないかと考えられます。

ただ、現時点がどうであれ、今後はいやおうなしに国際競争の荒波に巻き込まれることにより、国家レベルでは次世代を見据えた税制の開発実施、企業レベルでは最新の情報の収集による最適な課税スキームの分析及び採用がなされていくものと確信しております。

また、これから迫りくる BEPS という荒波に備えるに際しては、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができればと幸甚と考えております。

以上

望月一央(公認会計士) MAZARS パートナー

MAZARS は世界 77 カ国に 17,000 名のスタッフ(2016 年 1 月 1 日時点)を有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型国際会計事務所です。今般、MAZARS 中国は、100 社にのぼる中国国有及び上場企業をクライアントに有する中審衆環会計事務所と統合することにより、MAZARS 中審衆環となりました。この統合による中国拠点 15 カ所、総勢約 1,800 名の新体制のもと、今後、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野において最先端の業務を提供させていただくとともに、中国以外のインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマー等のアジア地域においても、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供させていただきます。

MAZARS - Homepage <http://www.mazars.com>



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2016年2月)

- 海外経済フラッシュ
中国:人民銀行が預金準備率を0.5%ポイント引き下げ
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160301_002.pdf
経済調査室
 - 経済見通し(2016年2月)
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2016/index.htm>
経済調査室
 - 海外経済フラッシュ
G20財務相・中央銀行総裁会議:過度な金融緩和依存への限界を共有
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160301_001.pdf
経済調査室
 - 海外駐在情報
「供給側構造改革」を推進する中国
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160201_001.pdf
経済調査室(香港)
 - BTMU 中国月報(2016年2月号)
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/116020101.pdf>
国際業務部
- 以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214